

## 令和7年度 第5回 湯梨浜町農業委員会定例総会議事録

開催年月日	令和7年8月8日（金）午後3時00分			
開催場所	湯梨浜町役場別館 第3会議室			
出席委員（12名）	1番 土海 政信 委員	2番 下田 健一 委員	3番 尾川 寛信 委員	4番 山田 隆雄 委員
	5番 長谷川 誠一 委員	6番 山下 和子 委員	7番 渡邊 由佳 委員	8番 清水 武敏 委員
	9番 横川 力 委員	10番 中村 弘明 委員	11番 蔵本 孝広 委員	12番 山上 真治 委員
欠席委員（0名）				
出席推進委員（7名）	13番 赤井 保 推進委員	14番 河井 勝重 推進委員	15番 松本 勝男 推進委員	16番 山本 正義 推進委員
	17番 伊藤 文夫 推進委員		19番 音田 孝好 推進委員	20番 倉本 哲男 推進委員
欠席推進委員（1名）	18番 岡本 章 推進委員			
職務のため出席した職員	事務局長 吉野 和男 副主幹 中村 武史			
提案議案	第13号議案 農地法第5条の規定による許可申請について 第14号議案 農用地利用集積等促進計画の策定について 第15号議案 農業振興地域整備計画の変更について 第16号議案 非農地の決定について			
報告事項	第1号 公共事業の施工に伴う附帯施設設置に係る農地転用報告について			

日 程	発 言 者	発 言 の 要 旨
<p>1 開会</p> <p>農業委員会憲章 唱和</p>	<p>事務局</p> <p>渡邊委員 事務局</p> <p>長谷川会長 事務局</p>	<p>それでは定刻となりましたので、ただ今から令和7年度第5回農業委員会定例総会を開会します。</p> <p>はじめに、農業委員会憲章の唱和を行いますので、皆様ご起立をお願いします。本日の先導役は、議席番号7番の渡邊由佳委員です。よろしくをお願いします。</p> <p>(農業委員会憲章の唱和)</p> <p>ありがとうございます。ご着席ください。</p> <p>それでは開会にあたりまして、長谷川会長からごあいさつをいただきます。</p> <p>(長谷川会長あいさつ 中略)</p> <p>ありがとうございました。それでは、本日の出席者報告をします。</p> <p>農業委員の現員数12人に対し、ただ今の出席委員は12人、全員出席であります。農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定に基づき、出席者が定足数に達しておりますので本総会が成立することを報告します。</p> <p>次に会議の議長ですが、湯梨浜町農業委員会会議規則第4条第1項の規定により、会長が議長となります。それでは、長谷川会長より進行をお願いします。</p> <p>本日の会議の日程は、お手元に配布のとおりでございます。ご確認願います。それでは進行させていただきます。</p> <p>日程2.「議事録署名委員の指名について」を議題と致します。このことについてお諮りを致します。本案件につきましては、湯梨浜町農業委員会会議規則第23条第2項の規定により、議長において指名することにご異議はございませんか。</p> <p>(「異議なし」の声)</p> <p>異議なしと認めさせていただきます。それでは議事録署名委員には、議席番号8番の清水武敏委員、議席番号9番の横川 力委員、両名を指名させていただきますのでよろしくお願い致します。なお、会議書記におきましては、事務局にお願いを致します。</p> <p>日程3.報告事項に移ります。報告事項第1号「公共事業の施工に伴う附帯施設設置に係る農地転用報告について」、事務局より説明してください。</p> <p>会議書2頁です。</p>
<p>2 議事録署名委員の指名</p>	<p>長谷川会長 (議長)</p>	<p>(議長)</p>
<p>3 報告事項 第1号 公共事業の施工に伴う附帯施</p>	<p>事務局</p>	<p>(議長)</p>

<p>設設置に係る農地転用報告について</p>		<p>報告事項第 1 号「公共事業の施工に伴う附帯施設設置に係る農地転用報告について」を説明します。</p> <p>次のとおり、公共事業の施工に伴う附帯施設設置に係る農地転用報告書が提出されたので、報告するものです。</p> <p>(資料は 2-1 頁～2-2 頁)</p> <p>番号 1 届出人は、鳥取県です。土地の所在は、はわい長瀬——、——、——の 3 筆。地目は、いずれも畑。面積は、3 筆とも全体面積のうち、記載のとおり一部面積です。地権者は、1 筆がはわい長瀬の●●、2 筆がはわい長瀬の●●です。</p> <p>概要について、所管課は、中部総合事務所県土整備局道路都市課。工事名は、国道 179 号はわいバイパス改良工事。転用目的は、土砂等の仮置場として使用するものです。期間は、令和 7 年 6 月 27 日から令和 9 年 3 月 31 日までの約 1 年 9 ヶ月間で、この期間内に工事完了及び農地復元するものです。施工業者は、株式会社●●です。</p> <p>頁をめくっていただき、2-1 頁が航空写真の位置図で、中央に赤色で囲っている 3 筆になります。なお、3 筆の全体面積は、青色で囲っています。</p> <p>次の 2-2 頁は、土地利用平面図です。3 筆全体面積を青色で囲み、申請部分、一時転用部分は黄色で囲っています。仮置きする土砂については、配置予定ということでご確認ください。説明は以上です。</p>
<p>4 議事 議案第 13 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について</p>	<p>(議長)</p> <p>(議長)</p> <p>事務局</p>	<p>以上で説明が終わりました。これは報告事項でございますので、皆さんのご了承をお願い致しますが、皆さんからお尋ねがございましたら、挙手のうえ発言をしてください。</p> <p>それでは無いようですので、報告事項は終わります。</p> <p>次に、日程 4.議事に移ります。議案第 13 号「農地法第 5 条の規定による許可申請について」を議題と致します。事務局より説明してください。</p> <p>会議書 3 頁です。議案第 13 号「農地法第 5 条の規定による許可申請について」を説明します。</p> <p>次のとおり、農地法第 5 条第 1 項の規定による許可の申請があったので、これを鳥取県知事に進達することについて、本委員会の意見を求めるものです。</p> <p>(資料は、3-1 頁～3-5 頁)</p> <p>番号 1 土地の所在、大字佐美——。地目は、田。転用面積は、1,878 m<sup>2</sup>です。転用計画の用途は、その他の業務用地で、施設概要は、通常の太陽光発電施設の設置。建築面積は、454.65 m<sup>2</sup></p>

です。譲受人は、北栄町の株式会社●●。譲渡人は、佐美●●です。契約内容は、売買による所有権移転です。

立地基準の判定に係る農地区分は、第2種農地。その区分決定根拠は、住宅等が連たんする区域に近接する区域内にある農地と判断できるためです。許可根拠規定は、代替地なしとしています。申請地を含め、申請地と同等面積の候補地4か所の中から、日照条件や地権者や隣接地の同意等を検討、判断した結果、最終的に申請地としたものです。なお、この立地基準の判定については、事前に許可権者である県とも協議済みです。都市計画区分は、非線引きの都市計画区域内で、公共投資、有です。

事業内容は、太陽光発電設備容量が102.08キロワット、具体的には580ワットパネルを176枚設置します。盛土は行わず、現状の土地の状態のままパネル等を設置するため、日照、通風への影響は極めて低く、土砂の流出もありません。また、周囲に高さ1.2mのフェンスを設置します。フェンスの総延長は約166mです。農業振興地域整備計画において農用地からは除外済み。土地改良区の意見書が添付されています。隣接農地はありません。

湯梨浜町農地転用を伴う太陽光発電設備の設置に関するガイドラインに係る、事業者の誓約書、地元●●区長の同意書が添付されています。また、現状の土地の状態でパネル等を設置することから、定期的に除草作業を実施されます。

なお、記載はありませんが、ガイドラインについて少し触れますと、隣接する農地や居住関係者及び地元自治会に対し、事業内容の説明を確実に行わせ、周辺地域と調和の取れた事業とすることを目的に、平成31年4月から施行しているものです。また、関係書類を求めることとし、事業者が提出する誓約書には、周辺の営農活動によって、発電設備に損害や発電能力が低下しても不服申し立てはしないこと、関係者に事業内容の説明を行い、地元自治会長の求めによっては説明会を行うこと等が記載されています。同意書については、今回は、隣接農地所有者及び耕作者、隣接地居住者はありませんが、それらの同意と設置場所自治会の同意を必要としているものです。

頁をめくって頂き、3-1頁が航空写真の位置図です。右側付近に赤色で囲っている箇所です。申請地の北側にはJR線路、その北側には県道が走っています。また、この写真の中央には●●集落が見えています。

次の3-2頁が現地の写真です。左の写真は西側角から、右の写真は南側角から撮影しています。

	<p>(議長)</p> <p>横川委員</p> <p>(議長)</p> <p>河井推進委員 事務局 河井推進員 (議長)</p>	<p>なお、写真撮影時には、雑草が生い茂っていましたが、その後除草がなされ、農地として管理している状態になっていることを本日の現地調査において確認しています。</p> <p>次の3-3頁が公図です。縦に見ていただきますが、申請地は黄色で囲っています。また、申請地周辺の地目を示しています。水路を青色、道路を茶色で示しています。申請地の西側水路をはさみ、雑種地や雑の記載があるのは、JR用地です。</p> <p>次の3-4頁が土地利用計画図です。申請地を黄色線で囲っています。パネル176枚の設置は、青色四角で示してあり、5つのブロックになります。パネルの周囲に、フェンスを設置します。フェンスは、青色の線と丸点で記載されています。申請地の北西側に軌道中心の記載があります。これはJRの線路の中心部に位置することで、軌道中心から10m、15m、20mの記載がありますが、パネルの設置については、JR側との協議により、軌道中心から20m離して設置するものです。</p> <p>次の3-5頁が、基礎の部分を含めた立面図の一部で、3-4頁の土地利用計画図では、中央ブロックのパネルが縦に4枚、横に13枚、計52枚パネルの立面図を添付しています。長さ2mのスクリー杭を地中に埋め、その上に土台を設置したうえで、パネルを設置するものですのでご確認ください。</p> <p>以上、申請につきましては、周辺への土砂流出の恐れは無く、日照や通風に与える影響も無いことから、周辺の営農条件に支障を及ぼすものではありません。よって、農地法第5条第2項各号には該当しないため、許可要件を満たしているものと考えられます。説明は以上です。</p> <p>説明が終わりました。引き続き現地調査委員による現地確認の報告をしていただきます。議席番号9番の横川 力委員より報告をしてください。</p> <p>申請地は、隣接農地はなく、周辺の農地への支障はありません。よって、この転用計画を認めることについて、問題はないことを委員全員で確認しました。以上です。</p> <p>以上で、案件の説明及び現地調査委員の報告を終わります。これより、質疑を行います。皆さんのほうから質疑はございますか。</p> <p>転用後の地目はどうなりますか。</p> <p>転用後の地目は、雑種地になります。</p> <p>わかりました。</p> <p>その他に質疑はございますか。</p>
--	--	--

<p>議案第 14 号 農用地利用集積等促進計画の 策定について</p>	<p>(議長) 事務局</p> <p>(議長)</p>	<p>質疑がないようですので、質疑は終結し、採決を行います。議案第 13 号「農地法第 5 条の規定による許可申請について」、原案のとおり認めることに賛成の委員の挙手を求めます。</p> <p>《全員挙手》</p> <p>全員の方が挙手であります。よって、議案第 13 号「農地法第 5 条の規定による許可申請について」は、原案のとおり意見決定を致します。</p> <p>次に、議案第 14 号「農用地利用集積等促進計画の策定について」を議題とします。事務局より説明してください。</p> <p>会議書 4 頁です。議案第 14 号「農用地利用集積等促進計画の策定について」を説明します。</p> <p>次のとおり、農用地利用集積等促進計画が策定されたので、農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条第 3 項の規定により、本委員会の意見を求めるものです。</p> <p>(資料は 4-1 頁)</p> <p>4-1 頁の利用権設定関係、各筆明細です。</p> <p>農地番号 1 と 2、地権者は、橋津の●●。土地は、橋津地内の記載の 2 筆の田で、利用目的は水稻栽培です。地権者が機構に設定する権利、機構が耕作者に設定する権利、ともに 5 年 4 ヶ月で、無償です。耕作者は、橋津の●●で、新規契約です。</p> <p>農地番号 3、地権者は、漆原の●●。土地は、漆原地内の記載の 1 筆の現況地目が畑で、利用目的は梨栽培です。地権者が機構に設定する権利、機構が耕作者に設定する権利、ともに 9 年 4 ヶ月で、無償です。耕作者は、漆原の●●で、新規契約です。</p> <p>農地番号 4 と 5、地権者は、記載の 2 名。土地は、はわい長瀬地内の記載の 2 筆の畑で、利用目的は野菜栽培です。地権者が機構に設定する権利、機構が耕作者に設定する権利、ともに 5 年 4 ヶ月で、有償での契約です。耕作者は、はわい長瀬の●●で、新規契約です。</p> <p>なお、農地番号 1 から 5 の地域計画の地区については、表の右側に記載のとおりです。説明は以上です。</p> <p>説明が終わりました。これより質疑を行います。皆さんのほうから質疑はございますか。</p> <p>それでは、質疑は無と認めます。これより採決を行います。</p> <p>議案第 14 号「農用地利用集積等促進計画の策定について」、原案のとおり認めることに賛成の委員は挙手をお願いします。</p> <p>《全員挙手》</p>
--	---------------------------------	--



<p>議案第 16 号 非農地の決定について</p>	<p>(議長) 事務局</p>	<p>議案第 15 号「農業振興地域整備計画の変更について」、原案のとおり認めることに賛成の委員は挙手をお願いします。</p> <p>《全員挙手》</p> <p>全員の方が挙手であります。よって、議案第 15 号「農業振興地域整備計画の変更について」は、原案のとおり意見決定を致します。</p> <p>次に、議案第 16 号「非農地の決定について」を議題とします。事務局より説明してください。会議書 6 頁です。議案第 16 号「非農地の決定について」を説明します。</p> <p>次のとおり、農地法第 30 条に規定する農地利用状況調査の結果に基づく別紙一覧表記載の土地が、農地法第 2 条第 1 項の適用を受けない土地であることの可否について、本委員会の議決を求めるものです。</p> <p>(議案の説明に入る前に、別冊「農地パトロール結果に基づく非農地の決定と地目変更登記について」を説明)</p> <p>(資料は 6-1 頁～6-8 頁)</p> <p>会議書の 6-1 頁、非農地通知一覧表をご覧ください。この度は、大字原地内の記載の 11 筆について、非農地決定の判断をいただきたく提案するものです。</p> <p>農地台帳及び登記簿の地目については、番号 1 が田、番号 2 から 11 が畑、面積、所有者は記載のとおりです。利用状況調査は、昨年 7 月に実施され、その際に「再生利用が困難な農地」と判断されているものです。非農地通知書発行年月日は、議決を得た後に、所有者に発行しますので、本日時点では空欄としています。備考欄には、非農地とした際の変更後の地目を記載しています。なお、記載の地目については、この後写真も見させていただきますが、固定資産税の担当が判断している現況地目も参考に記載しています。この地目をもって、町長の職権で登記簿地目の変更登記を行うこととなります。</p> <p>具体的に、位置図と現況写真により説明します。</p> <p>6-2 頁、番号 1 と番号 2 です。この位置は、東郷地域の北福と泊地域の原の境界付近です。中央少し左側に南北に走っているのは、県道と JR 線路です。その現況写真が、6-3 頁になります。番号 1 は、田から原野に地目変更、番号 2 は、畑から山林に地目変更するものです。</p> <p>6-4 頁、番号 3 から 6 です。先ほどの 6-2 頁で見た県道をもう少し北側に進んだところ。その現況写真が、6-5 頁になります。番号 3 は、畑から宅地に地目変更、番号 4 は、畑から山林</p>
--------------------------------	---------------------	---

	<p>(議長) 清水委員</p> <p>事務局</p> <p>清水委員 (議長) 山田委員 事務局</p> <p>山田委員 (議長)</p>	<p>に地目変更、番号 5 と 6 は、ともに畑から宅地に地目変更するものです。</p> <p>6-6 頁、番号 7 から 11 です。先ほどの 6-4 頁で見た県道の東側に位置するところです。左端に見えるのが、県道と JR 線路です。その現況写真が、6-7 頁と 6-8 頁になります。まず、6-7 頁、番号 7 は、畑から山林に地目変更、番号 8 は、畑から山林に地目変更、番号 9 は、畑から原野に地目変更、番号 10 は、畑から山林に地目変更、次の 6-8 頁、番号 11 は、畑から原野に地目変更するものです。</p> <p>以上、この度は、11 筆の提案ですが、来月以降も筆数に多い少ないはあると思いますが、順次提案する予定です。説明は以上です。</p> <p>説明が終わりました。これより質疑を行います。皆さんのほうから質疑はございますか。</p> <p>良い取り組みだと思います。上浅津地内にも該当地はあり、農業委員からの申し出により実施していただければありがたいです。</p> <p>この取り組みは、地域を順番に実施していきます。まずは、泊地域、羽合地域の橋津川より東側を実施していく予定です。</p> <p>わかりました。</p> <p>その他に質疑はございますか。</p> <p>放置しておけば、町が地目変更してくれる。個人負担はないということですか。</p> <p>すぐに地目変更したいということであれば、個人が非農地の現況証明願の提出により実施してください。この取り組みは、農地パトロールで農業委員さんが、再生利用が困難な農地と判断した農地を順次実施していくものです。</p> <p>ただし、農業委員さんは、農地が荒れないように地権者に指導をされる必要があります。</p> <p>わかりました。</p> <p>その他に質疑はございますか。</p> <p>それでは、質疑は無と認めます。これより採決を行います。</p> <p>議案第 16 号「非農地の決定について」、原案のとおり、これを可と認めることに賛成の委員は挙手をお願いします。</p> <p>《全員挙手》</p> <p>全員の方が挙手であります。よって、議案第 16 号「非農地の決定について」は、原案のとおり議決致します。以上で議事を終わります。</p>
--	--	--

<p>5 その他</p>	<p>(議長) 事務局</p>	<p>それでは、日程 5.その他に移ります。  (1) 8月各部会の日程について、説明してください。  ○8月各部会の日程について  農政・担い手部会 8月12日(火)午後1時30分～役場別館1階第5会議室  農地対策部会 8月12日(火)午後1時30分～役場別館2階第3会議室  ※建議について、今後の予定です。  今回(8月12日)で部会としての建議内容を確定  各部長は、9月5日までに部会としての建議内容を事務局に提出  9月中旬：役員会(会長、職務代理、正副部長)で内容集約、建議書案を作成  ⇒役員会：9月16日(火)午前9時30分～役場第3会議室  役員会で作成した建議書案は、9月26日に全委員に発送、各自事前確認  10月定例総会(10月10日)時に全体で最終確認予定  ⇒10月末日までに町長提出(町長日程は別途調整)  提出者：役員6人(会長、職務代理、正副部長)</p>
	<p>(議長) 事務局</p>	<p>(2) 8月農家相談会の日程について、説明してください。  ○8月農家相談会の日程について  8月21日(木)午前9時～正午  担当：⑥山下和子 委員、⑧清水武敏 委員、⑮松本勝男 推進委員</p>
	<p>(議長) 事務局</p>	<p>(3) 鳥取県農業委員会女性協議会定期総会・研修会の日程について、説明してください。  ○鳥取県農業委員会女性協議会定期総会・研修会の日程について  8月27日(水)午後1時30分～エースパック未来中心【対象：女性委員】</p>
	<p>(議長) 事務局</p>	<p>(4) 9月定例総会の日程について、説明してください。  ○9月定例総会の日程について  9月12日(金)午後3時～  現地調査委員：長谷川 会長、土海 会長職務代理  ⑪ 蔵本孝広 委員、⑫ 山上真治 委員、⑬ 赤井 保 推進委員</p>
	<p>(議長) 事務局</p>	<p>(5) その他について、説明してください。  ○農地パトロールについて</p>

<p>6 閉会</p>	<p>(議長)</p> <p>(議長)</p>	<p>10月31日(金)までに調査終了してください。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・タブレット等の借用希望は、希望日の前日には事務局に連絡のこと</li> <li>・タブレット等長期間の借用は、最低月に1回はタブレット「現地確認アプリ」を起動させ、地図表示の確認をすること</li> <li>・タブレット等は、紛失・破損等がないよう取り扱いには注意すること</li> <li>・タブレット等は、他の班が調査終了または使用しない時は、複数台(該当班と他の班のタブレット等)の貸出を可能とする。</li> </ul> <p>全班、割当農地の調査終了後、事務局において次の作業を実施</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・11月：結果を台帳反映</li> <li>・12月：利用意向調査</li> </ul> <p>その他に皆さんから何かございますか。</p> <p>無いようですので以上で終わります。</p> <p>皆さん、ご起立をお願いします。以上を持ちまして、令和7年度第5回湯梨浜町農業委員会定例総会を閉会と致します。お疲れ様でございました。</p> <p>(閉会 午後4時20分)</p>
-------------	----------------------------	--